

法務省民一第4888号

令和7年12月24日

日本行政書士会連合会

会長 宮本重則 殿

法務省民事局長 松井信憲

(公印省略)

任意後見受任者又は任意後見人の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について(回答)

本年12月12日付け日行連発第1167号で照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨東京法務局に通知しましたので、申し添えます。